

「三つの矢」がもたらすメリットとリスク！

☆☆☆☆ 通算 2013年～2016年 第67号 ☆☆☆☆

【日系企業に対する行政処罰 約20社が社名公表されています！】

<Name%>さん！省エネ環境のエガちゃんです。

既に入梅の声を聞く時期になりました。如何お過ごしでしょうか。

この時期のじめじめ感は何年上海にいてもやはり嫌ですね。

洗濯物は乾かないわ、ちょっと油断すると匂いがするわ。。

早く過ぎ去ってほしいものです。

さて、今日は<Name%>さんにとっても大変重要な情報をお届けいたします。

このエコマガでも何度も警笛を鳴らしてきましたが、やはり中国に進出している日系企業の中にも環境に対する行政処罰を受けた企業が出始めました。

環境コンプライアンスに関わる重大事象だと思うのですが、日系のメディアは何故かまだこの事実を伝えようとしないようです。

しかし、現実として自治体の公式ウェブページに企業名と法定代表人的実名が公表されているのですから、紛れもない事実であるのですが。。

今日は皆様に注意喚起を促すという目的で上海市環境保護局が発表しているウェブサイトをご紹介します。

■ 上海市環境保護局 行政処罰情報

<http://www.sepb.gov.cn/fa/cms/shhj/shhj2060/index.shtml>

中国特有の簡体字の表示なので見慣れない方には難しいかもしれませんが、2015年6月から毎月の行政処罰の情報が載せられています。ここで言うところの「行政処罰」とは、以下の環境関連の法規や条例に違反し、操業停止や罰金処罰を受けたということであり、リストには企業名とその法廷代表人の名前が公開されております。

中華人民共和国固体廃物汚染環境防治法

中華人民共和国水污染防治法

中華人民共和国大気污染防治法

建設項目環境保護管理条例

オゾン層消耗物質管理条例

上海市環境保護条例

上海市大気污染防治条例

いわゆる「水十条」と「大気十条」に定められた「法執行厳格化」がそのまま行われていると言うことの証左と見ることができます。

さて、ここで注目すべきは、中国に進出し生産拠点を持つ日系企業は果たしてどうなのだろうかと言うことです。日系企業はどの企業も環境に気を遣い、全社を挙げて環境経営、省エネ推進しておられることを信じておりますが、悪い意味での「郷に入っては郷に従う」式の経営をされている企業様も存在するようなのです。

大変残念なのですが、去年の6月からこれまでに多くの現地ローカル企業に混じって約20社の日本企業の現地子会社が環境問題の対処が不適切と言うことで行政処罰を受けてしまっているのです。現地の企業も多く存在する中の20社ですからそれほど大きな割合ではありませんが、環境経営を旨とする上場企業までもが、悪い意味での「現地化」してしまっていたことに正直ショックを隠せないでおります。

果たして、ここに名前が挙がってしまっている現地法人の法廷代表人の方々はこの事実をご存じなのでしょうか。。。

今回は、上海市だけの例をご紹介しました。

各地域の環境保護局も同じようなウェブサイトを持っております。是非一度御社の状況をご確認ください。社名ばかりではなく、法定代表人の方のお名前まで公表されてしまう恐れがあります。

どうか、<%Name%>さん、政府当局の環境に対する本気度は大変高い状況です。今後も引き続き取り締まりは厳しさを増すことは間違いありません。

先手先手の対策をお勧めいたします！

中国政府第三方機構 「省エネ環境サービス機構」批准

上海清環環保科技有限公司

えがしら

配信停止をご希望の場合は、大変お手数でございますが

このアドレスに返信にて空メールをお送りください。

※ 節電服務機構 EMC 事業者 批准番号：SHEMCS169 ※

STECO 上海清環環保科技有限公司

〒200-235 上海市東漕河涇路 57 号 2 号楼 305-306 室

Tel: +86-21-5489-2707 Fax: +86-21-5489-2717

<http://www.steco.asia>

江頭利将 (Toshimasa Egashira)

E-mail: toshi@steco.asia